



民児協 さかえ



発行 栄町民生・児童委員協議会

〒270-1592

栄町安食台1丁目2番
栄町役場 福祉・子ども課内

第 2 0 号

令和7年3月1日

こども家庭センター・キッズランドを 利用してみませんか？

民生委員は児童委員も兼務し、見守り、子育て相談・支援等の児童福祉活動もしています。また、日本の人口減少が始まり、その対策の一つとして、子育て支援が注目を集めています。そこで、栄町の子育て支援施設2つ（こども家庭センター・キッズランド）をご紹介します。

国は令和5年に「こども家庭庁」を新設しました。それに伴い、母子保健と児童福祉の両部門の連携を図り、個々の家庭に応じた切れ目のない支援が出来るように、令和6年4月より「こども家庭センター」をふれあいプラザさかえ内1階に設置し、栄町の相談支援体制を強化しました。

「こども家庭センター」が行っている内容

○母子保健分野

母子手帳の交付、妊婦健診の案内及び助成、出産後の新生児訪問、予防接種等の案内、幼児健診、その他子育て相談活動

※令和7年度からは5歳児健診を実施します。

○児童福祉分野

訪問による生活支援、要支援及び要保護児童の支援、特定妊婦の支援
親子関係の構築に向けた支援、関係機関と連携した子育て支援等

このような内容の対応には社会福祉士、保健師、子育て支援アドバイザー、母子保健コーディネーター等の専門職員が配置されていて、妊婦から高校生まで一体的な相談支援ができます。

「キッズランド」は、ふれあいプラザさかえ駐車場にあり、子育て中の方が、情報交換したり、子育ての悩みを話したり、絵本の貸し出しなど親子で楽しく過ごせる施設です。身長・体重の計測、健康相談等も行っていますのでお気軽にご利用ください。

また、子育て支援総合コーディネーターが配置されていますので、子育てに悩んだ際には遠慮なく相談してください。

この2施設の情報は、栄町発行の「広報SAKAE」や栄町LINE公式アカウントで提供していますので、是非ご覧ください。

鈴木好雅・高野秀代 記



こども家庭センター



キッズランド

全国民生委員児童委員連合会 「永年勤続民生委員児童委員表彰」

令和6年11月20日に全国民生委員児童委員連合会から、多年の地域福祉貢献活動により、民生委員功労者として、中村光夫さん、高梨幾太さん、内藤妙子さん、高野秀代さんが表彰されました。右から中村さん、高梨さん、内藤さん、高野さんです。



掲 示 板

「栄町安心カード」に登録を

このカードは事故や病気などの緊急時において救急活動をスムーズに行い、適切な医療機関へ搬送できるように必要な情報を登録した方へ発行するカードです。安心カードに登録することにより、救急隊がその情報をもとに適切に対応することができます。栄町独自のカードです。

「栄町安心カード」を持つことができるのは、栄町に居住している次のいずれかに該当し、希望する方です。

- ① 独り暮らしの方
- ② 慢性的な疾病を有する方
- ③ 65歳以上の方
- ④ 次のいずれかに該当する方
ア 視覚障害をお持ちの方
イ 聴覚障害をお持ちの方
ウ 肢体に不自由のある方
エ 病弱の方（身体虚弱の方を含む）
- ⑤ その他消防長が必要と認める方

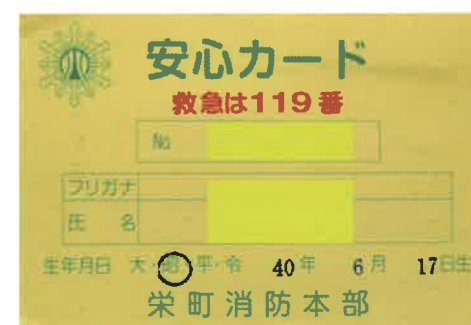
登録の方法

交付申請書に必要事項を記入し、栄町消防本部又は栄町役場の健康介護課、福祉・子ども課に提出してください。申請後、2週間程度でカードが郵送されます。

お問い合わせ先

栄町消防本部 警防班

電話（直通） 95・8982



民生・児童委員の定例会では、毎回のように研修の場が設けられています。

この2月には視察研修も行われました。受けた研修内容については随時、皆様にお伝えしてきました。その際、内容をお伝えするだけでなく、読んで皆様のお役に立つという観点からも研修内容をお伝えしています。

近藤康夫 記

編集後記

ご存じですか？介護保険のあれこれ

＜サービスを利用する手順＞

相談する

↓ 民生・児童委員や地域包括支援センター（栄町役場1F）に相談しましょう。

申請する

↓ 介護や支援が必要と思われる場合は「要介護認定」の申請をします。

要介護認定が行われます

↓ 介護認定調査員等がご自宅等に訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。主治医に心身の状況についての意見書を町から依頼し、作成してもらいます。その後「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合いが判定されます。

認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、「認定結果通知書」が送付されます。介護保険被保険者証と、利用者負担の割合が記載された介護保険負担割合証が交付されますので内容を確認し、大切に保管しましょう。

【要介護状態区分】	【状 態】	【利用できるサービス】
要介護5	重 日常生活全体で介助が必要。 コミュニケーションを取るのも困難	訪問を受けて利用する ・訪問介護・訪問入浴介護 など
要介護4		通所して利用する ・デイサービス など
要介護3		短期間入所する ・短期入所 など
要介護2		施設に入所する ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 など
要介護1		居宅での暮らしを支える ・福祉用具貸与・住宅改修費支給 など
要支援2	軽 歩行や立ち上がりが不安定 身の回りの事に一部介助が必要	※介護度によって負担割合やサービスの 内容が異なります。
要支援1		
非該当	基本的な日常生活は自分で行える 一部動作に見守りや手助けが必要	基本チェックリストを受けて、「介護予防・生活 支援サービス事業対象者」と判定された場合 必要に応じてケアプランを作成します。
	日常生活全体でほぼ自立	

65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）がサービスを受けられます。
第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けた時に介護サービスを受けることができます。
第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けた時に介護サービスを受けることができます。

＜例えばこんな時＞

- ・一人でお風呂に入れなくなった
- ・認知症と診断された
- ・身の回りのことができなくなった
- ・体調を崩し、生活に支障がでてきた

ケアプランの作成

↓ 居宅介護支援事業所のケアマネージャーと利用するサービスを相談しながら決め、ケアプランを作成してもらいます。（要支援の場合は地域包括支援センターが作成します）

サービスを利用する

ケアプランに基づいたサービスを利用します。サービスの利用者負担は原則として介護保険負担割合証に記載された負担割合（1～3割）の費用と実費分になります。訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給などを利用することができます。

制度を知り、いろいろなサービスを活用し、生活や介護の負担を軽減することが大切です。

＜こんな時はどうするの？＞

- 認定の有効期限は？
原則6か月（更新認定の場合は12か月）です。本人の心身状況に変化があった場合は、介護認定の変更についてケアマネージャーに相談してください。
- 認定調査って？
本人への聞き取りと同時にご家族にも普段の様子を充分お伺いして認定調査が行われます。ありのままをお話しましょう。
- 主治医がいない場合は？
かかりつけの主治医を見つけておきましょう。
- 非該当と判定されたら？
栄町地域包括支援センターへ相談してください。必要に応じて生活援助や介護予防等につないでくれます。

「栄町 生活お助けガイドブック」をご活用ください

- ・高齢者に関わる相談窓口
- ・食料品、お弁当の配達
- ・移動や外出支援事業者
- ・家事支援
- ・見守り、安否確認サービス
- ・地域の通いの場
- ・社会福祉協議会の事業 など

※問い合わせ・配布：健康介護課（0476-33-7709）



介護保険に関する問い合わせは
地域包括支援センター
0476-95-1510
栄町役場1F